ⅳ　更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等　　額未定

ⅴ　更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等　　額未定

⑵　権利の変更及び納付方法

①　別表９－１「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の債権のうち、更生手続開始決定日の前日までの延滞金等（上記ⅱの債権）及び更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等（上記ⅳの債権）については徴収権限を有する者の同意を得て、その全額の免除を受ける。

②　別表９－１「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の債権のうち、更生手続開始の決定の日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、その更生計画認可決定日）までの延滞金等（上記ⅲの債権）及び更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等（上記ⅴの債権）については徴収権者の意見を聞いた上で、更生計画認可決定時にその全額の免除を受ける。

③　別表９－１「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の債権のうち、上記①及び②による免除後の債権の全額を、平成24年６月末日に一括納付する。但し、上記①の免除につき各徴収権者の同意（全部または一部）が得られないときは、当該同意を得られない額を加えた額を一括納付する。

２　労働債権

⑴　確定債権

件数	金　　額	別表
8	58,137,542円	９－２

⑵　権利の変更及び納付方法

別表９－２「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）」記載の債権は「弁済額」欄記載の金額を、更生計画認可決定日から１か月を経過する日の属する月の末日に一括して弁済する。

第３節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法

１　確定債権

①　一般債権（下記②乃至④以外の債権）

件数	金　　額	別表
962	36,391,011,408円及び額未定	10－１

②　保証債権

件数	金　　額	別表
1	1,270,229円	10－２

③　敷金債権

件数	金　　額	別表
5	74,420,802円	10－３

④　事前求償権

件数	金　　額	別表
3	1,459,856,450円及び額未定	10－４

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　一般債権

①　別表10－１「一般更生債権弁済計画表（一般債権）」記載の確定債権のうち、更生手続開始決定日以降の利息・損害金については、更生計画認可決定時にその全額の免除を受ける。上記免除後の確定債権については、更生計画認可決定時に次の区分に従って、免除を受ける。

確定債権額	免除率	弁済率
100万円以下の部分	０％	100％
100万円超１億円以下の部分	94％	６％
１億円超の部分	95％	５％

②　免除後の債権（後記③に基づき新株式をもって代物弁済を受ける債権者については、代物弁済後の残余の債権）は、平成25年６月末日を第１回目の支払日とし、毎年６月末日限り、合計７回に亘って均等額を分割弁済する。

③　前記②の定めにかかわらず、5,000万円超の債権を有する債権者の確定債権額の一部について、更生計画認可決定日より３か月が経過する日の属する月の末日に、後記第７章第２節に基づき会社が発行する新株式（以下「新株式」という）を以下の定めに従い割当て、これをもって代物弁済する。すなわち、各債権者が有する確定債権額のうち、

ⅰ　5,000万円超１億円以下の部分について免除後の弁済額の65％相当額

ⅱ　１億円超１億5,000万円以下の部分について免除後の弁済額の80％相当額

ⅲ　１億5,000万円超の部分について免除後の弁済額の85％相当額

をそれぞれ合計し、当該合計額を300万円で除した数の整数部分に相当する数の新株式を当該債権者に割当て、これをもって代物弁済するものとする。なお300万円未満の端数は新株式による代物弁済を行わず、前記②の定めに従い現金で弁済する。

⑵　保証債権

①　別表10－２「一般更生債権弁済計画表（保証債権）」記載の確定債権については、主債務者による約定弁済がなされている間は、更生計画による弁済を行わない。

②　主債務者が期限の利益を喪失したときは、別表10－２「一般更生債権弁済計画表（保証債権）」の「確定債権額」欄記載の金額から主債務者が期限の利益を喪失するときまでに弁済した金額を控除した残債権額を確定債権額とみなし、別表10－１「一般更生債権弁済計画表（一般債権）」記載の債権に加算して、前記⑴①乃至③を適用する。但し、免除の効果は、主債務の期限の利益の喪失時か更生計画認可決定時の何れか遅いときに生じるものとする。

③　前記②の場合、別表10－１「一般更生債権弁済計画表（一般債権）」記載に基づく既払額は権利変更後の弁済額に充当し、既に弁済期が経過していた分割金の未払額がある場合は、その金額を、主債務の期限の利益が喪失した後に最初に到来する弁済期に加算して弁済する。

⑶　敷金債権

別表10－３「一般更生債権弁済計画表（敷金債権）」記載の債権については、前記⑴①を適用して免除を受けた後の債権について、賃貸借契約終了後従前の契約に従って精算すべき額（ただし、会社更生法48条３項の規定により共益債権となるべき部分に当該精算すべき額を充当した結果、なお精算されない額に限る。）を控除した確定額を、前記⑴②の定めにしたがって、弁済する。この場合、既に弁済期が経過していた分割金の未払額がある場合は、その金額を、賃貸借契約終了後に行うべき精算を完了した後に最初に到来する弁済期に加算して弁済する。

⑷　事前求償権

①　別表10－４「一般更生債権弁済計画表（事前求償権）」記載の債権については、保証対象の工事について従前の保証契約所定の事由が発生しない限り、更生計画による弁済を行わない。

②　別表10－４「一般更生債権弁済計画表（事前求償権）」の「確定債権額」欄記載の金額から従前の保証契約記載の算式にしたがった額を控除した残債権額を確定債権額とみなし、前記⑴①及び②を適用する。但し、免除の効果は、従前の保証契約所定の事由が発生したときに生じるものとする。